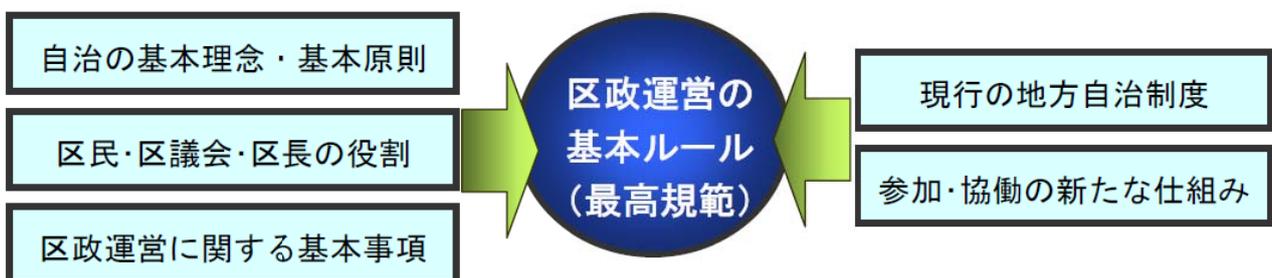


豊島区自治の推進に関する基本条例

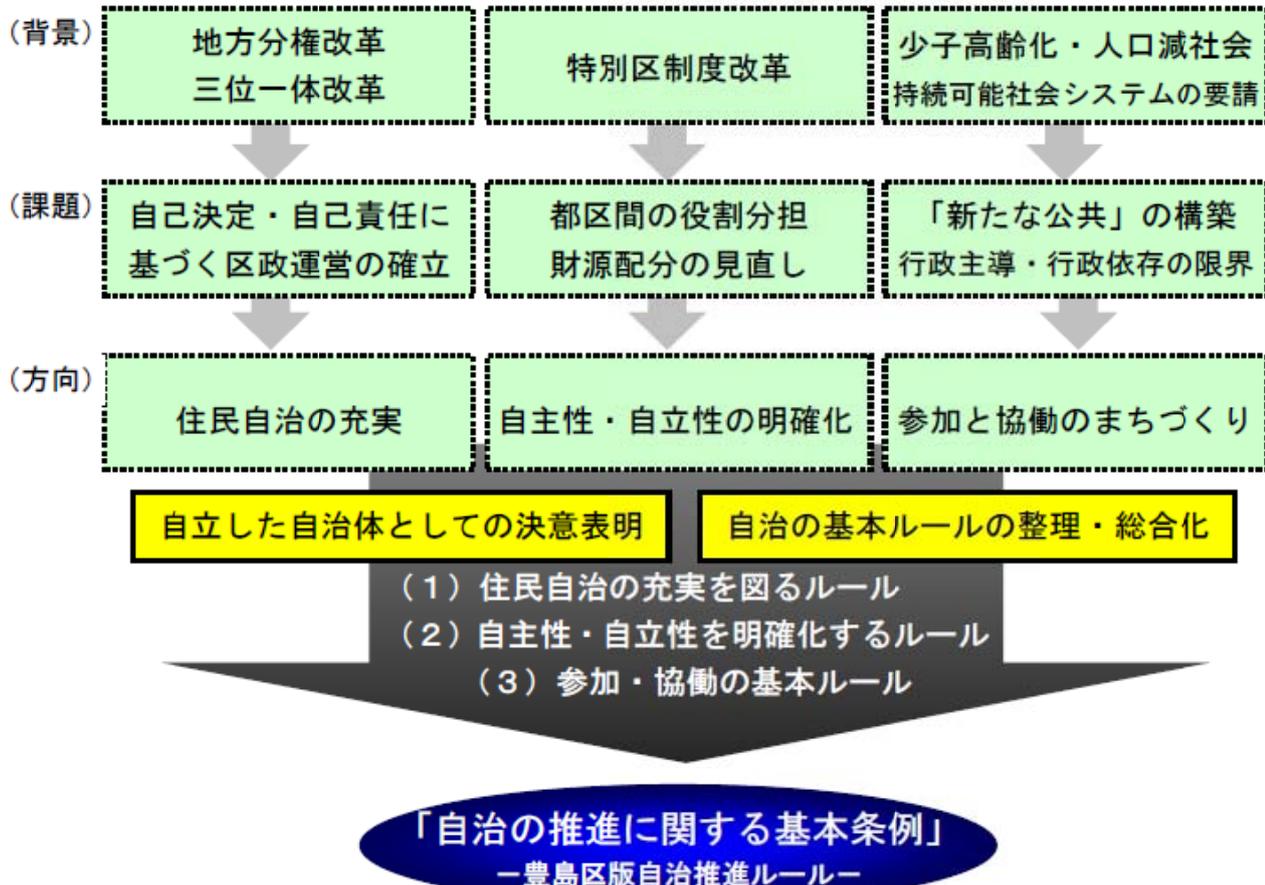
1. 「自治の推進に関する基本条例」とは、

分権社会にふさわしい自治の基本理念・基本原則を明らかにし、自治の主体である区民と区民の信託に基づく区議会・区長それぞれの役割、区政運営に関する基本的な事項を定める条例です。

また、憲法や地方自治法等の法律で定められている全国版の地方自治制度をベースに、地域の特性を活かし、参加と協働によるまちづくりを推進していくための新たな制度や仕組みも加え、豊島区版のルールとして定めるものです。



2. 「自治の推進に関する基本条例」制定の背景と必要性



行政の画一的なサービスの提供では対応に限界があり、官民の役割分担を見直しつつ、民でできること、或いは民の方が効率的でより地域に密着したきめ細かなサービスの提供が期待できることは民に任せていこうという考え方が浸透してきました。

さらに阪神淡路大震災を契機として、地域住民相互の助け合いの大切さが見直され始め、身近な地域の課題は区民自らが解決していこうという意識が高まっています。

このような状況を背景として、多様な主体が自発的な意思に基づいて地域活動に参加し、それぞれの特性と能力を活かし合い、協働して公共的な課題を解決していく仕組みを構築していくことが求められています。

こうした「新しい公共」の仕組みを築いていくために、この条例は「参加」と「協働」を自治の基本原則として位置づけ、まちづくりや区政への参加の基本ルールと地域社会の多様な主体による協働の基本原則を定めるものです。



(1) 住民自治の充実を図るルール

分権社会における「自己責任・自己決定の原則」に基づき、地域の個性を活かしたまちづくりを進めていくために、自治の主体である区民と区議会・区長の信託関係及びそれぞれの責任を明確化します。

また、住民自治を起点とする協働のまちづくりを自治の基本理念とし、区議会・区長に区政を信託するだけでなく、区民自らも豊かな地域社会を築くために参加・協働する仕組みを構築し、住民自治の充実を図ります。

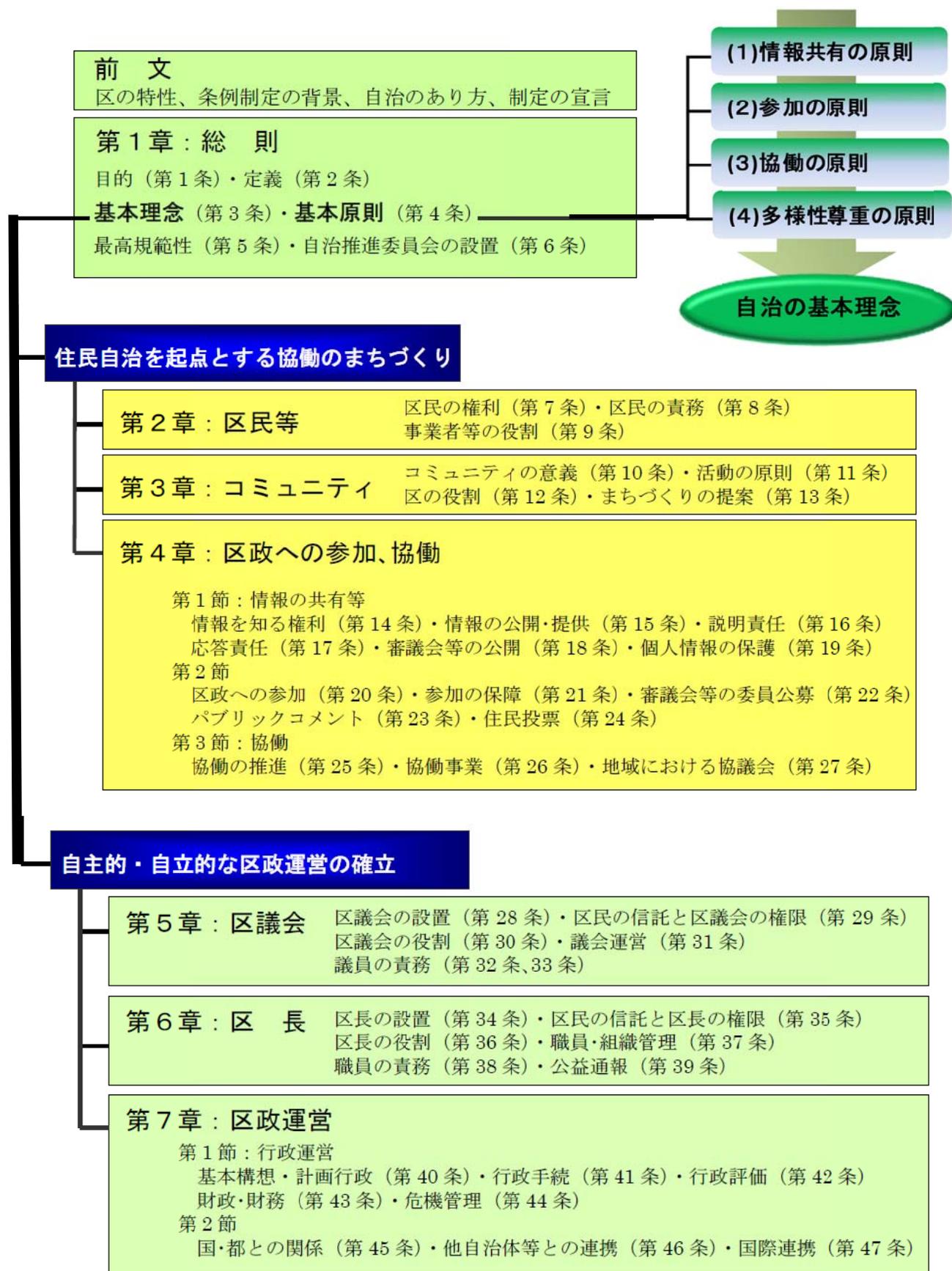
(2) 自主性・自立性を明確化するルール

平成12年の都区制度改革により、特別区は地方自治法上の基礎的自治体として位置づけられる一方、都区間の役割分担・財源配分をめぐる未解決の課題を抱え、改革は未完の状態にあります。特別区における未解決の課題の解決なくしては、真の分権改革も成り立ちえません。残された課題の解決に向け、自主的・自立的な区政運営の基本原則を確立し、基礎的自治体としての位置づけをより確固たるものとします。

(3) 参加・協働の基本ルール

少子高齢社会、人口減社会に対応する持続可能な地域社会を築いていくため、多様な主体による「新たな公共」の構築に向け、参加・協働の理念の共有化を図るとともに、その基本ルールを定めます。

3. 条例の構成



4. 「自治の推進に関する基本条例」の概要

① 自治の主体としての「住民」・「区民」の定義（第2条）

・住民

区内に生活の本拠がある個人
自治の第一義的な担い手

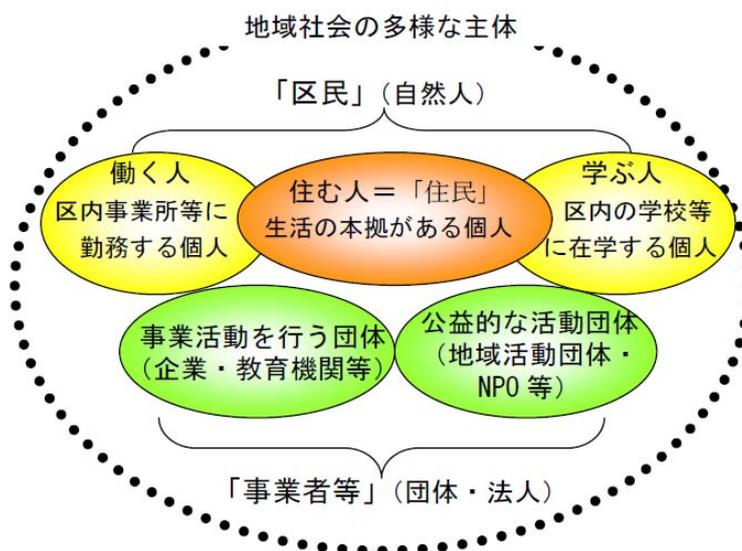
・区民

住民+区内で働く人・学ぶ人
多様な人々で構成される都市
の特性を踏まえた幅広い定義

・事業者等

区内で事業活動及び公益的な
活動を行う団体

=地域社会を構成する多様な
主体の一員として位置づけ



* 住民・区民は自然人に限定

自治の権利・責務の主体性の明確化

② 自治の基本理念（第3条）

自治の基本理念

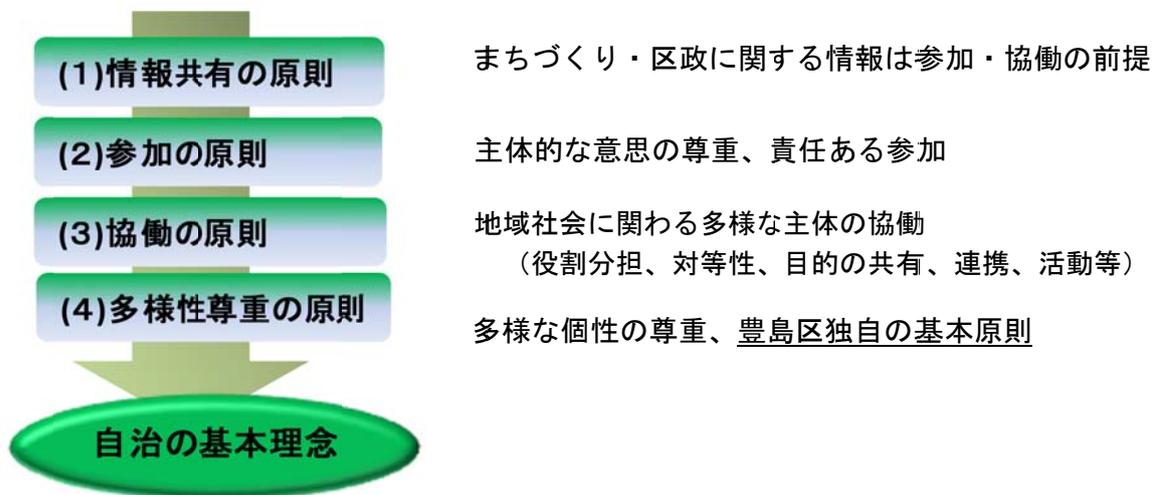
(1) 住民自治を起点とする協働のまちづくり

(2) 自主的・自立的な区政運営の確立

* 他自治体条例では自治体運営への参加に主眼を置いたものが多く、「住民自治」を基本理念として掲げているところはあまり多くない

* 第1の基本理念（住民自治）+第2の基本理念（団体自治）= 憲法が定める
地方自治の本旨

基本原則＝第3条の基本理念を実現するための4つの行動原則



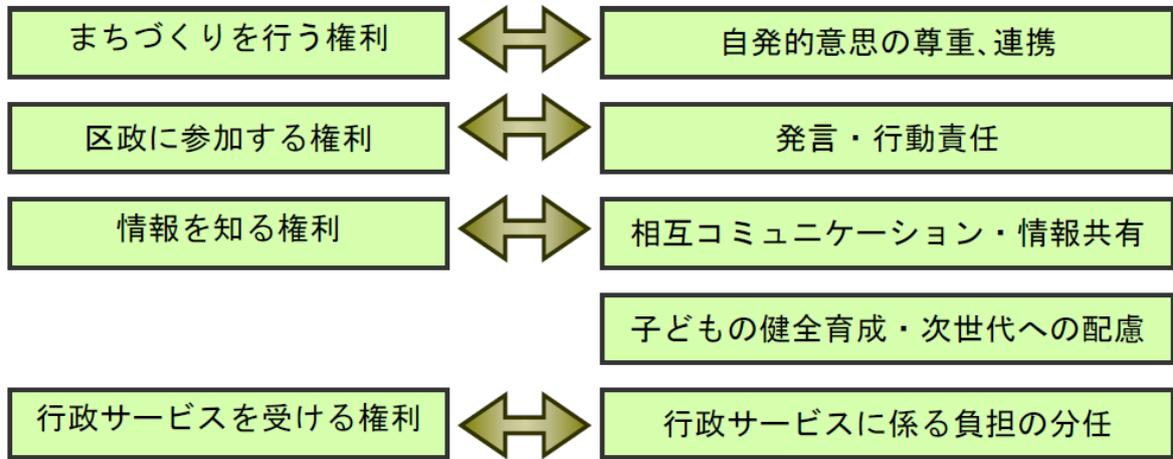
・最高規範性（第5条）



・自治推進委員会の設置（第6条）

自治推進委員会＝条例の理念の具体化・見直し・発展のための推進装置

⑤ 区民の権利（第7条）と区民の責務（第8条）

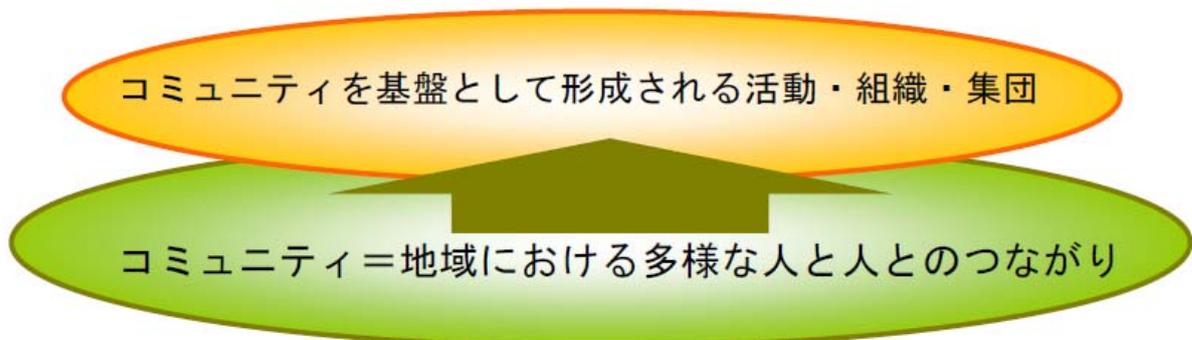


- ・自治に関わる権利とそれを行使するにあたって努めるべき責務を包括的に規定
- * 権利・責務の各号対応（4号除く）、責務＝権利の濫用を抑制するための規範
- * ここで規定する権利は個々具体的な権利を保障するものではない。
- ・第3条の住民自治の理念に基づき、区民自らが主体的にまちづくりを行う権利を規定
- * 他の自治体条例は参加の権利が中心
- ・行政サービスに係る負担の分任＝地域社会を維持していくために区民全体で負担を共有し合うこと（「負担」は納税の義務に限定されない）

⑥ コミュニティ（第3章）

- ・コミュニティの新たな定義（第10条）
 土壌としての「コミュニティ」と、活動・組織・集団を2階建てで捉える定義
- * 他の自治体条例ではコミュニティを地域における組織・集団と定義

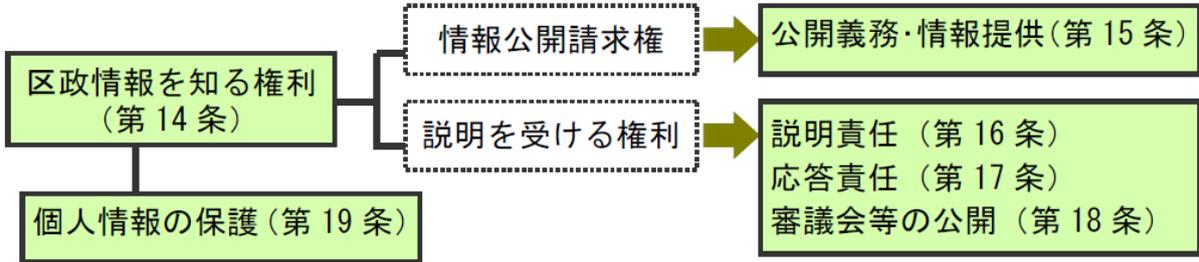
活動・組織・集団はコミュニティを基盤として形成される



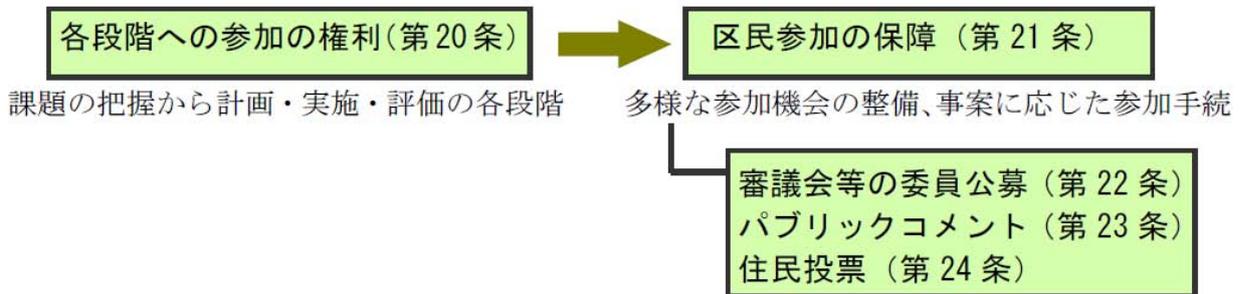
- ・活動の原則（第11条） * 第3号「世代間交流・学び合い」は豊島区独自の原則
- ・区の役割（第12条） 第1項：区民の主体性の尊重、第2：支援と施策の推進
- ・まちづくりに関する提案（第13条） 地域課題を皆で話し合う「開かれた協議の場」

⑦ 区政への参加（第4章 第1節～第2節）

第1節 情報の共有等 ⇒参加の前提となる情報共有の仕組み

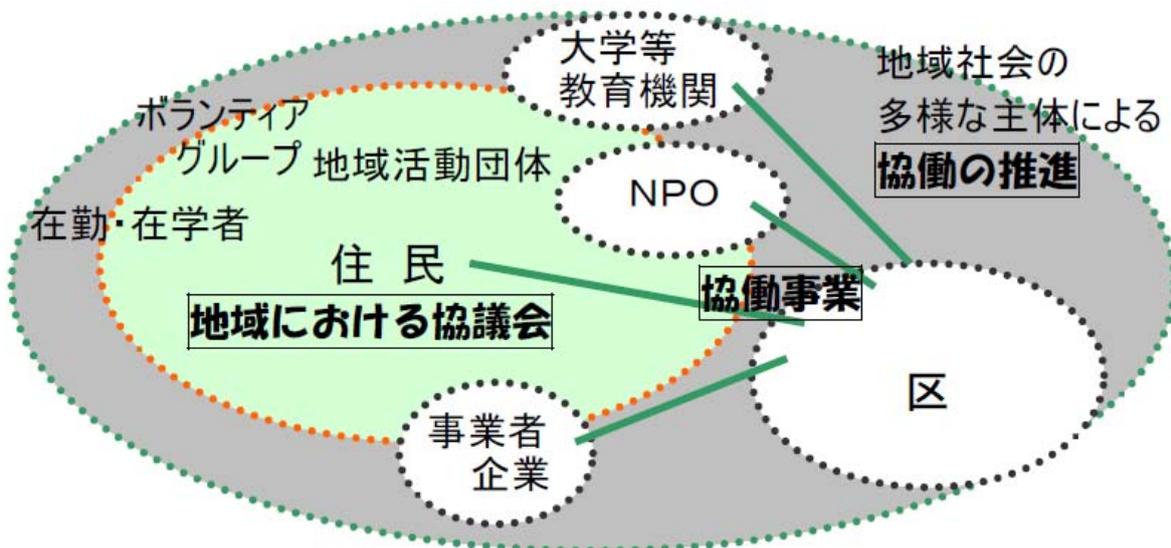


第2節 区民参加



⑧ 協働（第25条～第27条）

- ・協働の推進（第25条）【広義の協働】：地域社会の多様な主体による「協働の推進」
- ・協働事業（第26条）【狭義の協働】：区と地域活動団体・NPO・事業者等との協働、支援
- ・地域における協議会（第27条）：協働のまちづくりの土台となる「住民自治の仕組み」
 - * 多様な価値観を持つ人々・団体等が地域の課題について共通のテーブルで協議する場



5. 「自治の推進に関する基本条例」制定後の 参加協働推進施策の概要

地域を軸にした参加・協働の仕組み

- 【目標】 地域のまちづくりをみんなで考える場を作る
- ・地域を軸にした施策の横断化
 - ・地域に関わる多様な人と組織の横の連携

【推進施策】

「地域協議会」制度

かみいけ♥いけほん つながり隊
(北池袋モデル地域協議会名称変更)

「地域eモニター」の実施

「かみいけ いけほんブログ」の設置

区民活動センターにおける 「中間支援機能」の強化制度

情報提供・相談・仲介等効果的な支援を行うため、区民活動センターに専門の相談員を常駐。

「地域区民ひろば」の展開

地域区民ひろばは地域コミュニティの視点から、小学校区を単位として「ことぶきの家」や「児童館」などの既存の施設を、世代を超えた交流の場として再構築したもので、これからの地域経営の基盤となるもの。

現在は、18地区22か所で運営されています。

政策を軸にした参加と協働の仕組み

- 【目標】 政策の各過程への区民参加と協働を広げる
- ・政策形成過程への幅広い区民参加の掘り起し
 - ・公益的な活動組織の公共サービス分野への参入拡大

【推進施策】

政策形成過程への参加

区民意識調査の活用
「基本計重点施策」へ区民ニーズを反映

公開事業評価の実施
外部の視点を取り入れるために、公開の場で事業評価を実施

審議会等への公募委員の登用

パブリックコメントの実施

政策実施過程での協働

区民活動支援事業補助金の創設
協働の土壌となる区民活動の活性化

協働事業の取り組み
地域活動団体、NPO、民間事業者、教育機関など地域社会に関わる多様な主体と協働し、事業や協議を実施